



熊本県公報

号外 第14号
令和4年(2022年)
3月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第25条の2を次のように改める。

(指定納付受託者の告示)

第25条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。第1号、第80条第1項及び第121条において「法」という。)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を指定したときは、同条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示し、当該指定をした旨を会計管理者に報告しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 指定納付受託者が委託を受けて法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(次号及び次条第2項において「納付事務」という。)を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金(次条において「歳入等」という。)の種類

(2) 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間

第25条の2の次に次の1条を加える。

(指定納付受託者による歳入等の納付)

第25条の3 指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日又はその翌日(当該翌日が県の休日に当たるときは、その日後において最も近い県の休日でない日)に当該歳入等を指定金融機関等(収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行を除く。第29条第1項及び第41条において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定納付受託者が行う納付事務の取扱いに関する契約において歳入等の納期限について別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。この場合において、当該歳入等の納期限は、特別の理由がある場合を除き、前項の委託を受けた日から7日を超えない日までの範囲内で定めなければならない。

第26条第1項中「納入義務者が納期限までに歳入を完納しない」を「歳入を納期限までに完納しない者がある」に改める。

第29条第1項中「(収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行を除く。第41条において同じ。)」を削る。

第47条第2号を次のように改める。

(2) 指定納付受託者に納付させる歳入の取扱いに係る手数料 当該指定納付受託者が納付する歳入

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第19条第3項に規定する指定代理納付者に係るこの規則による改正前の第25条の2の規定の適用については、なお従前の例による。